

包括的、重層的支援が必要になった背景

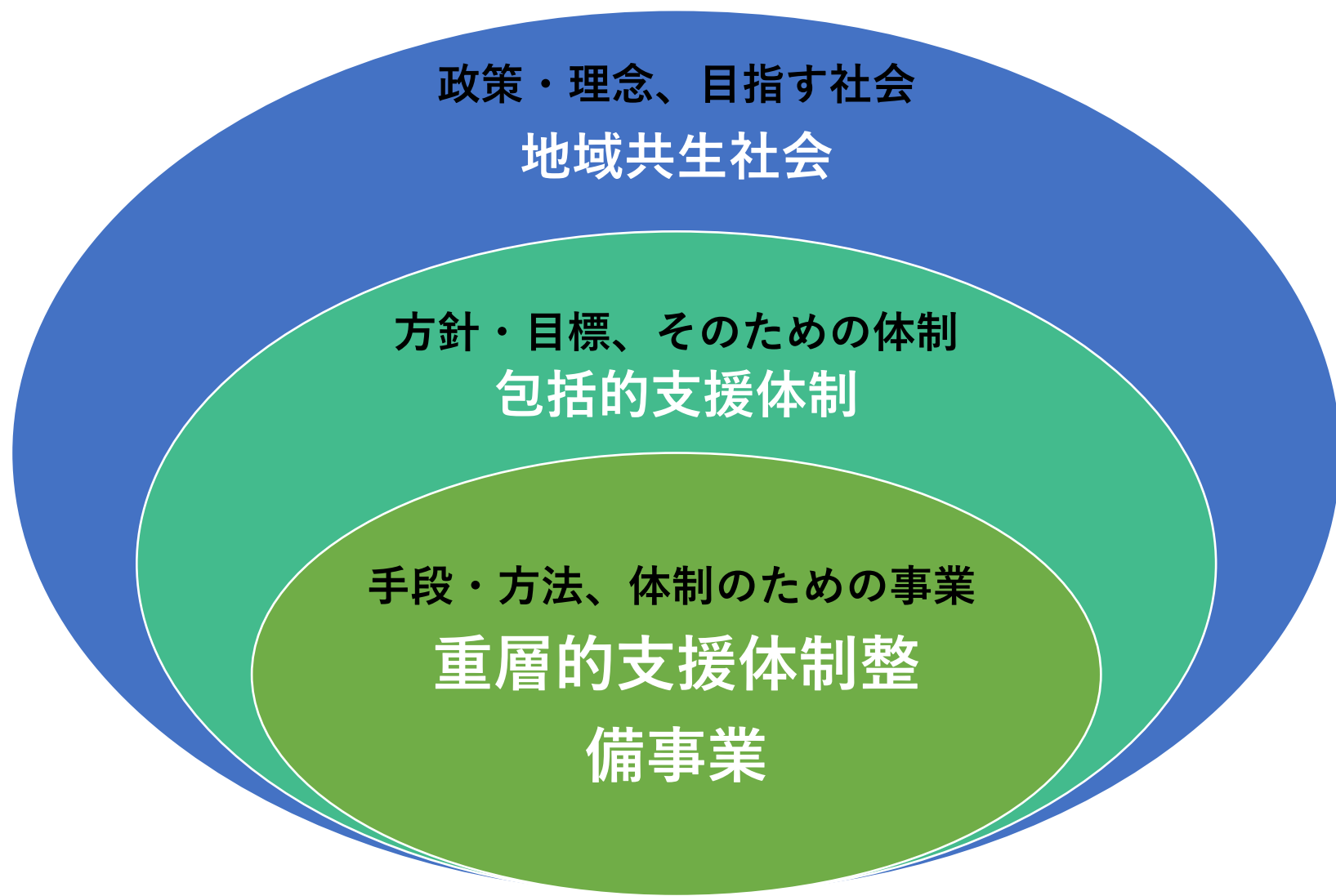
地域や家族など共同体の「つながり」の弱体化
家族構造の変化と多様化 / 生活課題の複雑化
複合化・社会的孤立（関係性の貧困）

単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、
十分に生活課題に対応できないケースの増加

制度の谷間で孤立するケースや、課題が複雑化し
解決の糸口がみつからないケース

時間の経過とともに状況が悪化する
ケースが増加

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ



重層的支援体制整備事業における各事業の概要

重層的支援体制整備事業は、市町村において属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、当該事業による支援対象者は、地域住民やその世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱える全ての地域住民である。

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	•属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める •支援機関のネットワークで対応する •複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	•社会とのつながりを作るための支援を行う •利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる •本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	•世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する •交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする •地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	•支援が届いていない人に支援を届ける •会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける •本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	•市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する •重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす •支援関係機関の役割分担を図る

重層的支援体制整備事業（全体像）

（各事業の概要）

1、包括的相談支援事業

【介護、障がい、子ども、困窮、その他】

- ・ 属性や世代を問わずに包括的に相談を受け止める
（各相談支援事業者は相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能なサービスの情報提供などを行う。）
- ・ 支援機関のネットワークで対応する
- ・ 複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業へつなぐ
 - * 重層的支援会議への参加
 - * 多機関協働事業との連携

2、参加支援事業

- ・ 社会とのつながりを作るための支援を行う。
- ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
- ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

3、地域づくり事業

【介護、障がい、子ども、困窮、その他】

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・ 地域のプラットフォームの形成や促進を通じて、地域における活動の活性化を図る。

情報提供

各種会議（地域ケア個別会議、要保護児童対策協議会、自立支援協議会、支援調整会議、支援会議など）

4、アウトリーチ事業

（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）

- ・ 支援が届いていない人に支援を届ける
- ・ 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける
- ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

5、多機関協働事業

- ・ 市全体で包括的な相談支援体制を構築する。
- ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。

＜重層的支援会議＞

- ・ 支援関係機関の役割分担を図る

6、支援プランの作成

連携

調整

複合的課題

連携

連携

情報提供

連携

問合せ・要望

問合せ・要望

情報提供

連携